

GBS 対応船体コンストラクションファイルに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

GBS 対応船体コンストラクションファイルに関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会において「油タンカー及びばら積貨物船用ゴールベースの国際船舶構造基準（GBS）」及びこれを強制化するための SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の改正が採択され、GBS に適合するための要件の一つとして GBS 要件に対応した船体コンストラクションファイルを船上又は陸上に保持することが要求されることとなった。

これを受けて、IACS は、GBS に対応した船体コンストラクションファイルに関する要件を IACS 統一規則に規定すべく関連統一規則の見直しを行い、2013 年 6 月に新造時の検査に関する要件を規定した IACS 統一規則 Z23 並びに油タンカー及びばら積貨物船の就航後の検査に関する要件を規定した IACS 統一規則 Z10.2, Z10.4 及び Z10.5 の改正を採択した。

今般、IACS 統一規則 Z23 (Rev.3) 並びに Z10.2 (Rev.29) , Z10.4 (Rev.10) 及び Z10.5 (Rev.13) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) GBS 適用船に対する船体コンストラクションファイル（GBS 対応船体コンストラクションファイル）に関する要件を規定した。
- (2) GBS 対応船体コンストラクションに含まれる図面等のうち、完成図として本会に提出する必要がある図面等を規定した。
- (3) GBS 対応船体コンストラクションファイルに対する就航中の検査に関する要件を規定した。